

内部経費適正化によるコスト削減支援業務に関する
サウンディング型市場調査

実施要領

令和4年8月

横浜市総務局

行政マネジメント課

内部経費適正化によるコスト削減支援業務について、 事業者の皆様との「対話」(サウンディング調査)を実施します。

横浜市では今後、総人口及び生産年齢人口の減少、さらなる高齢化の進展が想定されており、厳しい財政状況の中、限られた財源を活用し、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営に取り組む必要があります。

行政の内部経費についても行政サービスの水準を維持しながら、更なるコスト削減を図るため、成果連動型民間委託契約方式を活用した内部経費の適正化によるコスト削減の検討を進めています。

今後の参考とするため、事業者の皆様を対象にサウンディング調査を実施します。

1 事業の概要

あくまで現時点で想定している内容のため、今後、変更する場合があります。

(1) 件名

内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託（仮称）

(2) 契約期間

2か年（1年度目：4～3月、2年度目：4～6月）

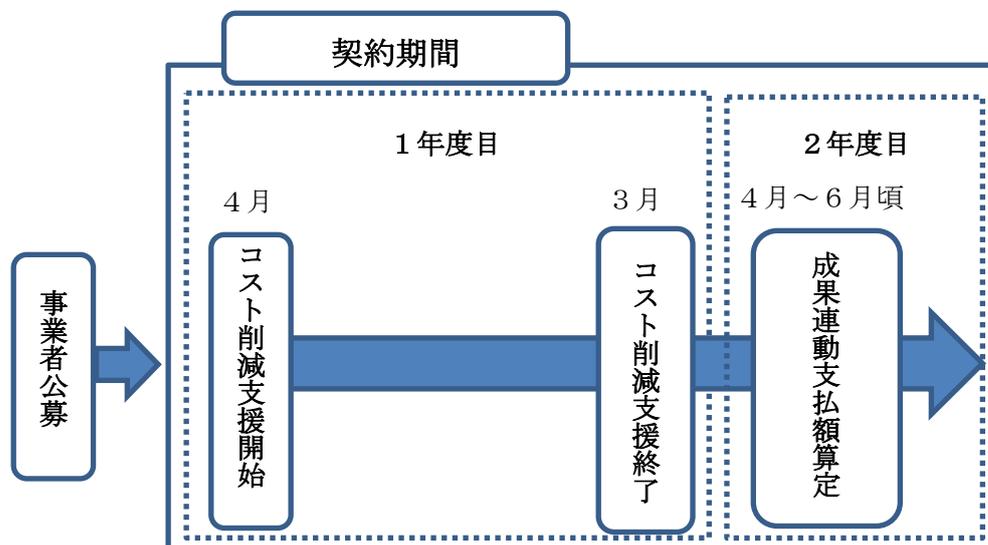
(3) 契約方式

成果連動型民間委託契約方式（P F S : Pay For Success、以下、「P F S」という。）

(4) 成果指標

内部経費適正化によるコスト削減金額

《事業の流れ》



2 対話の概要

対話はアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施します。

(1) 日時

令和4年10月17日（月）～10月21日（金）までの本市が指定する日

※申し込みいただいた後、個別に調整させていただきます。

※1事業者あたり、1時間程度を予定しています。

(2) 場所

横浜市庁舎 会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

(3) 対象者

PFSによる、国又は地方公共団体の内部経費適正化・コスト削減支援業務の実績を有する事業者

(4) 申込方法（事前申込制）

「対話へのエントリーシート（様式1）」に必要事項を記入し、申込期間内に下記申込先へ御提出ください。

※対話に参加する人数は、事業者ごとに3名以内としてください。

※対話参加申込の参加希望日程は、3日以上を選択してください。

【申込期間】 令和4年8月19日（金）～9月1日（木）正午

【申込先】 横浜市総務局行政マネジメント課

電子メール：so-keihi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【対話参加申込】＋事業者名」としてください。

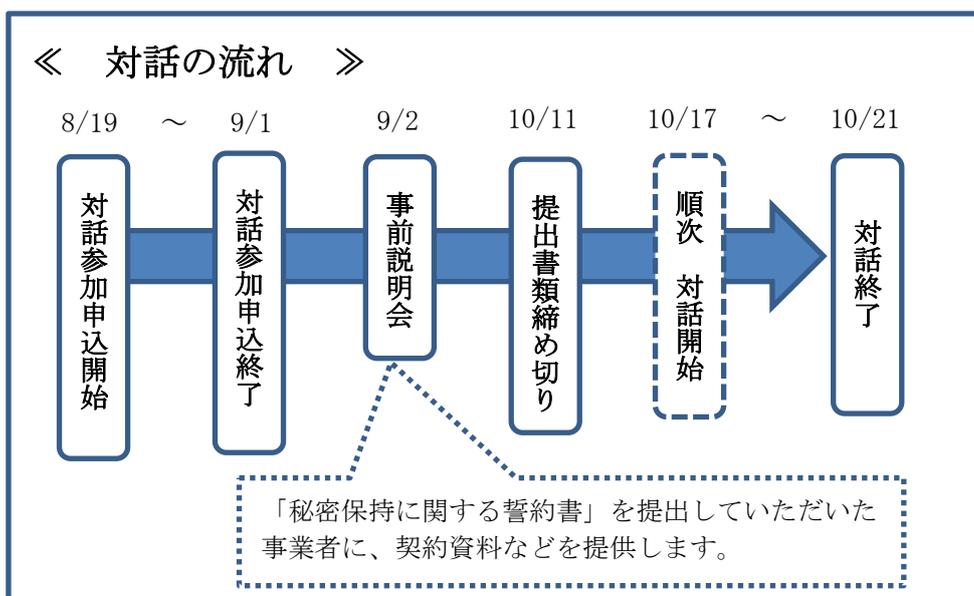
(5) 対話内容

「ヒアリングシート（様式2）」や本市が提供する契約資料に基づき作成いただく「コスト削減に関する提案（様式3）」をもとに対話を実施します。

(6) 契約資料の提供について

契約資料は、本市の秘密情報に該当することから、「秘密保持に関する誓約書」を提出された事業者に対して、事前説明会の実施日以降にお渡しします。

なお、契約資料提供後の辞退は原則認めないものとします。やむを得ず、辞退する場合は「辞退書」及び「破棄証明書」に必要事項を記入し、上記申込先へ持参してください。



3 事前説明会の開催

事業実施の考え方や対話の内容等について、事前説明会を開催します。(事前申込制)参加を希望される事業者は、申込期限までに下記申込先へ御連絡をお願いします。また、事前説明会受付時に、出席される方の名刺を御提供ください。

※説明会に参加する人数は、事業者ごとに3名以内としてください。

【日時・場所】 令和4年9月2日(金) 午後1時30分～午後2時30分
横浜市庁舎 会議室(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

【申込期限】 令和4年9月1日(木) 正午

【申込先】 横浜市総務局行政マネジメント課

電子メール: so-keihi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【説明会参加申込】+事業者名」としてください。

4 対話に必要な書類等

(1) 提出書類について

ア 「PFSによる、国又は地方公共団体の内部経費適正化・コスト削減支援業務の実績」を有することが確認できる書類の写し(契約書、仕様書等)及び本市ホームページに掲載されている「秘密保持に関する誓約書」を下記申込先に提出してください。

【提出期限】 令和4年9月1日(木) 正午

【申込先】 横浜市総務局行政マネジメント課

電子メール: so-keihi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【確認書類提出】+事業者名」としてください。

イ 「ヒアリングシート（様式2）」及び「コスト削減に関する提案（様式3）」は、「秘密保持に関する誓約書」を提出された事業者に対して、事前説明会当日にお渡ししますので、必要事項を記入いただき、下記申込先に御提出ください。

また、その他、御提案いただける資料がある場合は、対話当日に御持参ください。

【提出期限】 令和4年10月11日（火）午後5時

【申込先】 横浜市総務局行政マネジメント課

電子メール：so-keihi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「**【ヒアリングシート提出】** +事業者名」としてください。

(2) 対話に関する質問について

対話に関する質問がある場合は、「質問シート（様式4）」に記入いただき、下記申込先に御提出ください。（電話や来訪などによる質問には対応できません。）

質問に対する回答は、公平性を担保するため、対話に参加する全ての事業者に電子メールで共有します。

なお、質問への回答は、10月3日（月）を予定していますが、質問の内容によっては、回答できない場合や回答までに期間を要する場合があります。

【提出期限】 令和4年9月12日（月）正午

【申込先】 横浜市総務局行政マネジメント課

電子メール：so-keihi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「**【質問シート提出】** +事業者名」としてください。

【参考】対話に必要な提出書類等一覧

	様式の提供等	締め切り	提出
事前説明会の申込み	様式なし	9月1日(木) 正午	事前説明会に参加する場 合に連絡
エントリーシート (様式1)	市HPに掲載 (8月19日(金)～)	9月1日(木) 正午	必須(対話参加条件)
秘密保持に関する誓約書	市HPに掲載 (8月19日(金)～)	9月1日(木) 正午	必須(対話参加条件)
「PFSによる、国又は地 方公共団体の内部経費適正 化・コスト削減支援業務の 実績」を有することが確認 できる書類の写し		9月1日(木) 正午	必須(対話参加条件)
ヒアリングシート (様式2)	事前説明会当日	10月11日(火) 午後5時	必須(対話参加条件)
コスト削減に関する提案 (様式3)	事前説明会当日	10月11日(火) 午後5時	必須(対話参加条件)
質問シート (様式4)	事前説明会当日	9月12日(月) 正午	必要に応じて提出
破棄証明書	事前説明会当日	「秘密保持に関する誓 約書」に基づき、本市の 指定する日	必須 (本サウンディング型市 場調査終了後又は辞退す る場合に提出)
辞退書	事前説明会当日		辞退する場合に提出

5 提出書類の記入内容

「ヒアリングシート(様式2)」や本市が提供する契約資料に基づき作成いただく「コスト削減に関する提案(様式3)」をもとに対話を実施します。可能な限り具体的に御記入をお願いします。

(1) 「ヒアリングシート(様式2)」について

主な記入内容は下記のとおりです。

ア 業務実績

イ 提案可能な費目

(ア) 庁舎管理費

(イ) 情報システム費等

(ウ) その他(集約化等によりコスト削減につながる経費等)

- ウ 実施体制
 - エ 業務工程
 - オ 固定報酬の有無及び年間(※)コスト削減金額に乗じる成果報酬の割合(成果報酬率)
 - カ 年間コスト削減金額の算定方法
 - キ その他、専門的な知識を生かした独自の提案等
- ※契約期間の1年度目(4月～3月)

(2) 「コスト削減に関する提案(様式3)」について

下記の経費に係る契約資料を分析していただき、コスト削減見込額等について御記入をお願いします。

- ア 庁舎管理費
- イ 情報システム費等(業務運営経費含む。)

※詳細は、事前説明会の中で御説明します。

6 留意事項 (必ず御確認の上、お申し込みください。)

(1) 参加及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での内容のものとし、今後について何ら約束するものではありません。

(2) 対話に要する費用

対話への参加に要する費用は、参加される事業者の負担とします。

(3) 対話への協力

必要に応じて追加の対話や質問等(文書照会含む。)を行うことがあります。

その際は、御協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加された事業者に内容の確認を行います。

ウ 参加された事業者の名称、事業ノウハウにかかる内容は、公表しません。

ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開の対象になることがあります。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

お問合せ先

担 当	横浜市総務局行政マネジメント課
住 所	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市役所
電 話	045 (671) 2118
電子メール	so-keihi@city.yokohama.jp